

欧州統一特許裁判所準備委員会，手続規則草案を公表

2013年6月25日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court) の準備委員会 (Preparatory Committee) は6月25日、ウェブサイトを開設するとともに、利害関係者の意見を募集するため、手続規則 (Rule of procedure) の草案を公表した。意見の提出期限は2013年10月1日。

手続規則は、統一特許裁判所における訴訟手続の詳細を規定するもので、統一特許裁判所協定第41条に、利害関係者との広範な協力を基に管理委員会により採択されると定められている。

統一特許裁判所協定に署名した、スペインとポーランドを除くEU加盟25カ国は、各国の代表から構成される準備委員会を設立しており、統一裁判所の運用開始へ向けて、法的枠組、財政的側面、ITシステム、裁判所設備及び人事・研修の観点で準備を進めている。

今回公表された草案は、各国の判事や弁護士の特任専門家7名で構成される起草委員会 (議長: ケビン・ムーニー弁護士 (英国)) によって起草され、専門家団体や業界団体から非公式に得られた意見を反映して準備されたものである。

準備委員会によると、提出された意見を検討し、さらにユーザー団体のヒアリングを経て、2014年6月までに手続規則を採択する予定である。また、統一特許裁判所協定の発効には、英国、ドイツ、フランスを含む13カ国による協定の批准が必要であるが、統一特許裁判所の運用開始は2015年の早い時期と見込まれている。

— 統一特許裁判所準備委員会のウェブサイトは、以下参照 —

[Unified Patent Court](#)

— 手続規則草案に関する意見募集は、以下参照 —

[Public consultation on the Rules of procedure for the Unified Patent Court](#)

— 統一裁判所の運用開始へ向けた準備に関する協定締約国の宣言は、以下参照 —

[Declaration of the Contracting Member States Concerning the Preparations for the Coming into Operation of the Unified Patent Court \(PDF\)](#)

— 統一特許裁判所協定署名に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EU加盟24カ国、統一特許裁判所協定に署名 \(2013年2月19日\) \(PDF\)](#)

(以上)